

日本司法支援センター 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価では、一部の項目にA又はC評価があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評価が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。	
2. 支援センター全体に対する評価		
支援センター全体の評価	<p>高齢者・障害者等に対する援助の充実（項目1-3）については、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づき、各種取組を着実に推進している。</p> <p>情報セキュリティ対策業務（項目1-10）については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿って必要な規程等を整備した上、職員に対する研修・教育を適切に継続実施している。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目2-15）については、毎年度、効率化減が反映された予算の範囲内での予算執行を着実に達成している。</p> <p>立替金の償還率の向上（項目4-31）については、償還率は外部的・他律的要因がある上、資力が乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在する中で、毎年度、償還率の向上を実現している。</p> <p>支援センターの認知度の向上に向けた取組の充実（項目5-35）については、目的意識を持った広報活動を展開し、中期目標期間を通じて名称認知度50%以上を維持したほか、業務認知度も一定程度向上させている。</p> <p>その他の項目についてもおおむね所期の目標を達成していると認められ、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>職員の採用及び配置等（項目1-4）については、常勤弁護士が未配置の地域が複数存在する上、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的効果についても検討途上であり、今後の配置に備えて一応事務所ごとの配置人数の見直しを行ったことを考慮しても、その結果を踏まえた適正な配置にまでは至っていないのであるから、次期中期目標期間における適正配置の実現に向けてなお一層の努力を要する。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目2-15）については、ラスパイレス指数が毎年度非常に低い水準で推移しており、給与体系につき、職員の業務意欲の維持・向上の観点も踏まえた検討・改善が必要である。</p> <p>事務所の業務実施体制の見直し（項目2-16）については、司法過疎地域事務所の設置・存置等について、業務量等の把握・分析等の検討を進めているが、その結果を踏まえた見直しの実現には至っておらず、更に取組を継続する必要がある。</p> <p>認知度の向上に向けた取組の充実（項目5-35）については、いまだ4割以上の人々が名称を知らず、8割以上の人々が業務を知らない現状にあるため、それらの認知度、特に業務認知度の向上に向け、一層の努力を要する。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。